



2025 年 6 月 26 日

各 位

会 社 名: 株式会社ミツバ
代 表 者: 代表取締役社長 日野 貞実
コード番 号: 7280 (東証プライム市場)
本社所在地: 群馬県桐生市広沢町一丁目 2681 番地
問 合 せ 先: 執行役員人事部長 飯尾 泰貴
電 話 番 号: 0277-52-0350

譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬として自己株式処分（以下、「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025 年 7 月 25 日
(2) 処分する株式の種類及び総数	当社普通株式 76,817 株
(3) 処分価額	1 株につき 807 円
(4) 処分総額	61,991,319 円
(5) 割当予定先	当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。） 4 名 25,773 株 当社執行役員 20 名 51,044 株

2. 処分の目的及び理由

2025 年 5 月 14 日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」のとおり、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを、2025 年 5 月 14 日の取締役会で決議しております。

また、2025 年 6 月 26 日開催の第 80 回定時株主総会において、①本制度による譲渡制限付株式の付与は、取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分をする方法、又は対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行又は処分をする方法のいずれかの方法により行うこと、②本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年 200,000 株以内とし、その金額は既存の金銭報酬枠とは別枠で年額 100 百万円以内とすること、③本制度に基づき交付する譲渡制限付株式の譲渡制限期間につき、当該株式の交付日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすること等につき、ご承認をいただいております。

その上で、当社は、本日開催の取締役会の決議により、本制度の目的、当社の業績その他諸般の事情を勘案し、対象取締役及び当社の執行役員（以下、「対象取締役等」と総称します。）24 名に対し、金銭報酬債権合計 61,991,319 円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することを決議し、同じく本日開催の取締役会において、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役等 24 名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付することにより、当社の普通株式 76,817 株（以下、「本割当株式」といいます。）を処分することを決議いたしました。

<株式割当契約の概要>

当社は、対象取締役等との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役等は、本割当株式の払込期日から当社の取締役、執行役員のいずれかの地位を退任又は退職する日（但し、当該時点より金融商品取引法施行令第2条の12第1号の適用を受けるために譲渡を禁止する必要がある期間の満了する時点が遅い場合には、その時点）までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役等が本払込期日の直前の当社の定時株主総会の日から最初に到来する当社の定時株主総会終結の時（但し、対象取締役等が執行役員の場合には、払込期日の属する事業年度の開始日から当該事業年度の末日）までの期間（以下、「本役務提供期間」といいます。）、継続して当社の取締役、執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

但し、対象取締役等が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任又は退職した場合又は死亡により退任又は退職した場合、対象取締役等が保有する本割当株式のうち対象取締役等が退任又は退職した日を含む月までの月数を12で除した数（但し、計算の結果1を超える場合は、1とします。）に、当該時点において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役等が、本役務提供期間中、正当な理由によらず当社の取締役、執行役員のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間開始日を含む月の翌月（但し、対象取締役等が執行役員の場合には、本役務提供期間開始日を含む月）から当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」といいます。）を含む月までの月数を12で除した数（但し、その数が1を超える場合は、1とします。）に、組織再編等承認日において対象取締役等が保有する本割当株式の数を乗じた数の株数（但し、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てます。）の株式について、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除いたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) 株式の管理

対象取締役等は、みずほ証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものといたします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会の直前営業日（2025年6月25日）の東京証券取引所における当社普通株式の

終値である 807 円としております。これは、当社取締役会の決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上